

○愛知県道路公社工事成績評定要領

制 定 平成 9年 4月 1日

最終改訂 平成29年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、愛知県道路公社の発注する建設工事、委託業務及び施設維持管理等業務のうち草刈工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額が1件250万円以上の建設工事（ただし指示票にて行う工事は除く）
- (2) 契約金額が1件250万円以上の委託業務
- (3) 契約金額が1件250万円以上の施設維持管理等業務のうち草刈工事

(評定者)

第3条 建設工事成績及び施設維持管理等業務のうち草刈工事成績の評定者は、愛知県道路公社工事検査要領に定める検査員及び愛知県道路公社工事監督要領に定める監督員とするものとする。

- 2 委託業務成績の評定者は、愛知県道路公社工事検査要領に定める検査員、愛知県道路公社工事監督要領に定める専任監督員、主任監督員及び総括監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、契約ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は工事完了及び委託業務の成果納品時に評定を行うものとする。
- 3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

(評定の作業)

第5条 建設工事成績及び施設維持管理等業務のうち草刈工事成績の評定は、工事成績評定表（土木工事編・建築工事編）により行うものとする。

- 2 委託業務成績の評定は、委託業務成績評定表（別表第2-1、同第2-2）により行うものとする。
- 3 建設工事成績及び施設維持管理等業務のうち草刈工事成績の評定作業の詳細は、愛知

県「建設部建設工事成績評定作業の指針(案)」に準じて行うものとする。

- 4 委託業務成績の評定作業の詳細は、愛知県「建設部委託業務成績評定作業の指針(案)」に準じて行うものとする。

(評定表の提出等)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を理事長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 理事長は評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、建設工事及び施設維持管理等業務のうち草刈工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定結果通知書(様式第1)に、項目別評定点(様式第2)を添付し通知するものとする。また、委託業務については、当該業務の受注者に対して、評定の結果を委託業務成績評定結果通知書(様式第3)に項目別評定点(様式第2-1)を添付し通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 理事長は、前条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

- 2 理事長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該業務の受注者に通知しなければならない。

(説明請求等)

第9条 第7条及び前条第2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日(「土曜日、日曜日及び国民の祝日」含む)以内に、書面により、通知した者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

なお、当該書面は、理事長に提出させるものとする。

- 2 理事長は、前項による説明を求められたときは、工事成績評定点または業務委託成績評定点に対する説明請求回答書(様式第4)により回答するものとする。

(提出書類様式)

第10条 第5条から前条までの規定に基づく提出書類及び成績評定表の様式については、愛知県建設部「建設工事成績評定要領」に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。